

詔書（大東亜戦争終結ニ関スル詔勅）

昭和天皇

朕（ちん）深く世界ノ大勢ト帝国ノ現状トニ鑑（かんが）ミ 非常ノ措置ヲ以テ時局ヲ  
收拾セムト欲シ 茲（ここ）ニ忠良ナル爾（なんじ）臣民（しんみん）ニ告ク（ぐ）

朕ハ帝国政府ヲシテ米英支蘇四国ニ対シ 其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメタリ

抑々（そもそも）帝国臣民ノ康寧（こうねい）ヲ図リ万邦共栄ノ樂ヲ偕（とも）ニスル  
ハ 皇祖皇宗ノ遺範ニシテ朕ノ拳々措カサ（ざ）ル所 曩（さき）ニ米英二国ニ宣戦セ  
ル所以モ亦 実ニ帝国ノ自存ト東亜ノ安定トヲ庶幾（しよき）スルニ出（い）テ（で）  
他国ノ主権ヲ排シ領土ヲ侵スカ（が）如キハ固（もと）ヨリ朕カ（が）志ニアラス（ず）  
然（しか）ルニ交戦已ニ四歳（しさい）ヲ閲（けみ）シ 朕カ（が）陸海将兵ノ勇戦 朕  
カ（が）百僚有司ノ励精 朕カ（が）一億衆庶ノ奉公各々最善ヲ尽セルニ拘（かかわ）  
ラス（ず） 戦局必ス（ず）シモ好転セス（ず）世界ノ大勢亦我ニ利アラス（ず） 加  
之（しかのみならず）敵ハ新ニ残虐ナル爆弾ヲ使用シテ 頻（しきり）ニ無辜（むこ）  
ヲ殺傷シ惨害ノ及フ（ぶ）所（ところ） 真（しん）ニ測ルヘカラサ（ざ）ルニ至ル 而  
（しかも）モ尚（なお）交戦ヲ継続セムカ 終（つい）ニ我カ（が）民族ノ滅亡ヲ招来  
スルノミナラス（ず） 延（ひい）テ人類ノ文明ヲモ破却（はきやく）スヘ（べ）シ 斯  
クノ如クムハ（ごとくんば）朕何ヲ似テカ億兆ノ赤子ヲ保（ほ）シ皇祖皇宗ノ神靈ニ謝  
セムヤ 是レ朕カ（が）帝国政府ヲシテ共同宣言ニ応セ（ぜ）シムルニ至レル所以ナ  
リ

朕ハ帝国ト共ニ終始東亜ノ解放ニ協力セル諸盟邦ニ対シ遺憾ノ意ヲ表セサ（ざ）ルヲ得  
ス（ず） 帝国臣民ニシテ戦陣ニ死シ職域ニ殉シ（じ）非命ニ斃（たお）レタル者及其  
ノ遺族ニ想ヲ致セハ（ば） 五（ご）内（ない）為（ため）ニ裂ク 且（かつ）戦傷ヲ負  
ヒ災禍ヲ蒙（こうむ）リ家業ヲ失ヒタル者ノ厚生ニ至リテハ 朕ノ深く軫（しん）念（ね  
ん）スル所ナリ 惟（おも）フニ今後帝国ノ受クヘキ苦難ハ固（もと）ヨリ尋常ニアラ  
ス 爾臣民ノ衷情（ちゆうじよう）モ朕善ク之ヲ知ル 然レト（ど）モ朕ハ時運ノ趨（お  
もむ）ク所 堪（た）ヘ難キヲ堪ヘ忍ヒ（び）難キヲ忍ヒ（び）以テ万世ノ為ニ太平ヲ  
開カムト欲ス

朕ハ茲ニ国体ヲ護持シ得テ 忠良ナル爾臣民ノ赤誠（せきせい）ニ信倚（しんい）シ常  
ニ爾臣民ト共ニ在リ 若（も）シ夫（そ）レ情ノ激スル所濫（みだり）ニ事端（じたん）  
ヲ滋（しげ）クシ或ハ同胞排擠（はいせい）互ニ時局ヲ乱（みだ）リ 為ニ大道（だい  
どう）ヲ誤リ信義ヲ世界ニ失フカ（が）如キハ朕最モ之ヲ戒ム 宜（よろ）シク挙国一  
家子孫相伝ヘ 確（かた）ク神州ノ不滅ヲ信シ（じ） 任（にん）重クシテ道遠キヲ念  
（おも）ヒ 総力ヲ将来ノ建設ニ傾ケ 道義ヲ篤（あつ）クシ志操ヲ鞏（かた）クシ 誓  
テ国体ノ精華ヲ発揚シ世界ノ進運（しんうん）ニ後（おく）レサ（ざ）ラムコトヲ期ス  
ヘ（べ）シ 爾臣民其レ克ク朕カ（が）意ヲ体（たい）セヨ

御名 御璽

昭和二十年八月十四日

各国務大臣副署